

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年3月20日(月)

今週のことば

「闇バイト」緊急対策プラン

政府はSNS上で強盗や特殊詐欺の実行犯を募る「闇バイト」などの取り締まりを強化する対策を決定。闇バイト情報の排除や名簿の流出防止など省庁横断で取組む。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/20(月) 赤口 地下鉄サリン事件から28年

21(火) 先勝 春分の日、WBC準決勝対メキシコ(米マイアミ)

22(水) 友引 旧暦閏2月1日、フィギュアスケート世界選手権

23(木) 先負 世界気象デー

24(金) 仏滅 彼岸明け

25(土) 大安

26(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/13(月)	27,833 ▼311	134.49 △1.91
14(火)	27,222 ▼611	133.54 △0.95
15(水)	27,229 △7	134.86 ▼1.32
16(木)	27,011 ▼218	133.10 △1.76
17(金)	27,334 △323	133.01 △0.09

令和6年から大きく変わるNISA制度

今年度税制改正でNISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年から新制度となる予定です。

◆新NISAの主なポイント

新制度は現行のつみたてNISA(年間投資枠40万円、非課税期間20年)と一般NISA(同120万円、同5年)を統合した次のような制度になります。

◎制度の恒久化……口座開設可能期間に期限を設けず、恒久的な制度になります。

◎非課税期間の無期限化……各年に投資した投資信託等の利益が非課税となる期間が無期限となります。

◎年間投資枠の拡充・併用……一定の投資信託(現行のつみたてNISAと同様)を対象とする年間投資枠120万円の「つみたて投資枠」と、上場株式等も対象となる年間投資枠240万円の「成長投資枠」が設けられます。これらは併用できるため、最大で年間360万円まで投資が可能となります。

◎非課税保有限度額の設定……生涯にわたる非課税限度額が設けられ、1800万円(うち成長投資枠は1200万円まで)となります。これは買付け残高(簿価残高)で管理され、口座内の商品を売却した場合は、その簿価分の非課税枠を再利用できます。

◆現行制度の取扱い

新NISAの創設に伴い、現行のつみたて・一般NISAでの投資は今年末で終了となります。保有している商品は現行制度の非課税措置(つみたて20年、一般5年)が適用され、新NISAにおける非課税限度額の外枠で管理されます(非課税期間終了後、新制度に移管することはできません)。

なお、未成年者を対象としたジュニアNISAについては今年末で制度が終了となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201511

年度末における中小企業等の資金繰り支援

経産省は金融機関等に年度末における金融の円滑化等を要請するとともに「コロナ資金繰り支援継続プログラム」を公表しました。

◎コロナ借換保証の活用……民間ゼロゼロ融資等からの借換に加え、事業再構築等の新たな資金需要にも対応する借換保証制度を積極的に活用。

◎日本公庫等における融資制度の期限延長……スーパー低利・無担保融資(債務償還年数が13年以上の場合は売上減少要件を満たさなくても対象)や、資本金劣後ローン、セーフティネット貸付(物価高騰対策)の申込期限を本年9月末まで延長。

◎スタートアップ創出促進保証の開始……創業時の保証制度(経営者保証不要)を今月15日開始。

障害者の法定雇用率を段階的に引上げ

事業主には、常時雇用している従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にすることが義務づけられており、民間企業の法定雇用率は現行2.3%で、従業員43.5人以上の事業主に障害者雇用義務があります。

この法定雇用率を2.7%まで段階的に引上げることが決定しており、令和5年度は現行の2.3%を据え置きますが、令和6年4月から2.5%(従業員40人以上が対象)、令和8年7月から2.7%(従業員37.5人以上が対象)に引上げます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年から大きく変わるNISA制度

NISA（少額投資非課税制度）は、金融機関で開設したNISA口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した投資信託等の金融商品から得られる利益が非課税になる制度で、現行、成年が利用できる一般NISAとつみたてNISA、未成年が利用できるジュニアNISA（令和5年末で終了）の3種類があります。

令和5年度税制改正により、一般・つみたてNISA制度の抜本的拡充・恒久化が図られ、令和6年1月から新しいNISA制度が開始される予定です。

◆新NISA制度の概要

- ・「資産所得倍増」、「貯蓄から投資へ」の観点から、NISA制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。
- ・一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の「つみたて投資枠」については、年間投資上限額を現行のつみたてNISA（年間40万円）の3倍となる120万円に拡充します。
- ・上場株式等への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」については、年間投資上限額を現行の一般NISA（年間120万円）の2倍となる240万円に拡充します。
- ・現行のつみたてNISAと一般NISAは選択制のため併用はできませんが、新制度の「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用ができるため、最大で年間360万円まで投資が可能となります。
- ・年間投資上限額とは別に、生涯にわたる非課税保有限度額を新たに設定し、総枠で1,800万円（成長投資枠は、その内数として1,200万円）とします。これは買付け残高（簿価残高）で管理するため、NISA口座内の商品を売却した場合に、当該商品の簿価分の非課税枠を再利用できます。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円（うち「成長投資枠」は1,200万円まで） ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した投資信託 ※現行のつみたてNISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
対象年齢	18歳以上	
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般・つみたてNISAにおいて投資した商品は、新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用	

◆現行NISA制度の取扱い

◎一般NISA及びつみたてNISA

令和6年から新NISAが開始されることに伴い、現行の一般・つみたてNISAについては令和5年末で新規の投資は終了となります。

令和6年以降、現行制度で保有している投資商品は、新NISAにおける非課税限度額の外枠で、現行の非課税措置（つみたてNISAは20年、一般NISAは5年）の適用が継続され、非課税期間終了まで保有することも、売却することも可能です。

なお、非課税期間終了後、新NISAに移管（ロールオーバー）することはできません。

◎ジュニアNISA

令和2年度税制改正により、未成年者を対象としたジュニアNISAは令和5年末で終了します。

令和6年以降は、非課税期間（5年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18歳になるまで非課税で保有することができます。また、保有している投資商品及び金銭の全額について、年齢にかかわらず、非課税での払出しが可能です。